

# 稚内市集中改革プラン

稚 内 市

## 目 次

○ はじめに -----	1
(これまでの取組みと課題) -----	1
(実施期間) -----	1
1. 事務・事業の再編・整理、廃止・統合 -----	1
(事務事業等の見直し) -----	1
(行政評価システムの導入) -----	2
2. 民間委託等の推進 (指定管理者制度の活用も含む) -----	2
(指定管理者制度の活用等) -----	2
(PFI手法の適切な活用) -----	3
3. 定員管理の適正化 -----	4
(定員管理の適正化) -----	4
4. 給与の適正化 -----	5
(給与の適正化) -----	5
(定員・給与等の状況の公表) -----	6
(福利厚生事業) -----	6
(人材育成の推進) -----	7
5. 第三セクターの見直し -----	7
(既存法人の見直し) -----	7
6. 経費節減等の財政効果 -----	8
(経費の節減合理化等財政の健全化) -----	8
(補助金等の整理合理化) -----	9
(公共工事) -----	10
(公的施設) -----	10
7. その他 -----	10
(地方公営企業の経営健全化) -----	10
(地域協働の推進) -----	14
(公正の確保と透明性の向上) -----	14
(電子自治体の推進) -----	15
(地方議会) -----	16

# 稚内市集中改革プラン

## ○ はじめに

### (これまでの取組みと課題)

本市の行政改革は、昭和61年に「稚内市2世紀への街づくりに向かって」という基本理念のもと、行政改革大綱を策定し簡素で効率的な行政運営と市民サービスの向上に取り組んできました。

また、平成8年10月には「稚内市行政改革大綱」が策定され、あらためて行政としての責務を自覚し、社会の変化に対応しうる簡素で効率的な行政の推進と市民サービスの向上を図るとともに、職員の意識改革の必要性を基本とし、行政運営を行ってきました。

この間、社会経済情勢の変化や、市民ニーズの高度化、多様化、さらには、分権型社会システムへの転換が求められ、国と地方のあり方についても大きな見直しが行なわれたことなどにより、時代の変化に対応した行政運営の推進に努めてまいりました。

しかし、長引く景気低迷から市税収入が落ち込むとともに、その減収を補ってきた地方交付税においても国の進める構造改革から大きく減少し、さらに、「三位一体の改革」の推進による厳しい財政事情を背景に、平成15年11月には「財政健全化プラン」を策定し、現在その推進に取り組んでおります。「財政健全化プラン」は財政健全化委員会において取り組むべき課題を整理し堅実な実行を図りながら財源不足を克服し、健全で収支均衡のとれた財政運営を確立することを目的に、平成16年度から平成20年度までを計画期間としていますが、平成18年度において抜本的な見直しを実施します。

### (実施期間)

稚内市集中改革プランの実施期間は、平成17年度から平成21年度までとします。

## 1. 事務・事業の再編・整理、廃止・統合

### (事務事業等の見直し)

厳しい財政環境が続く中で、新たな行政課題や複雑・多様化する市民の行政ニーズに的確に対応していくために、これまでの前例・慣例にとらわれない新たな発想や効果的な方法により事務事業全般にわたり、効果や効率性の観点から、初期の目的を達成した事業等の廃止・縮小や類似する事業を統廃合するな

どの見直しを行い、行政の果たすべき役割、受益と負担の公正の確保、行政効率に配慮し、行政評価システム手法の活用等により事務事業の整理合理化を進めます。

#### (行政評価システムの導入)

平成16年度に行政評価実施を決定し現在、試行を行っているところですが、平成17年度に策定した「稚内市行政評価実施方針」では、施策、事務事業評価のあり方や、当該評価に伴う財政・予算、組織、人事体制等のあり方を位置づける今後の取り組みを示すものです。平成20年度までには、全事務事業評価を実施し、施策・政策評価について公開する予定です。

## 2. 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用も含む）

本市においてもこれまで民間委託など民間活力の導入を積極的に進めてきましたが、さらに推進し、市民ニーズに応えるサービスの向上と業務の効率化を図るために、民間委託、指定管理者制度、PFIなどを活用します。

#### (指定管理者制度の活用等)

平成15年9月の地方自治法の改正により導入された指定管理者制度は、「公の施設」の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としている制度です。

本市の指定管理者制度導入については、「稚内市の公の施設における指定管理者制度導入に関する指針」において、以下を基本方針としています。

- ・ 平成18年4月の導入を原則とします。これ以前に、各施設の所管部署で導入の準備が整い、行政運営の効率化が図られることが可能な施設については、平成16年4月から又は平成17年4月から導入を行っています。
- ・ 現在、管理委託制度を導入している公の施設を所管する部署においては、円滑な制度の移行に努めなければなりません。また現在、直営や業務委託で運営している施設についても、総合的に判断し導入の推進を図っていくものとします。
- ・ 利用者を始めとした市民ニーズの把握やこれを十分に反映した施設運営ができるように努めるとともに、市民に必要な情報提供等を行い、透明性の確保を図り、説明責任を果たすこととします。

#### (1) 公の施設についての取り組み目標

- ① 16年度末時点における

ア 指定管理者制度導入済み施設数（ 1 施設）

イ 業務委託実施済み施設数（ 143 施設）

ウ 全部直営施設数（ 49 施設）

② 17年度～21年度までの取組み目標

- ・ 17年度中には、1施設について指定管理者制度を導入しました。
- ・ 18年度中には、17年度に新設する1施設を含む既存の92施設及び18年度中に新設する1施設について指定管理者制度を導入します。
- ・ 19年度中には、2施設について指定管理者制度を導入します。
- ・ 21年度までに、その他の施設についても施設管理のあり方について検討します。

(2) 公の施設以外の施設についての取組み目標

① 16年度末時点における

ア 委託実施済み施設数（ 5 施設）

イ 全部直営施設数（ 1 施設）

② 17年度～21年度までの取組み目標

この他の施設においても、サービス水準の向上と業務の効率化を図る視点に立ち、アウトソーシングの可能性について検討し、積極的に活用していきます。

(3) その他の事務についての取り組み

① 16年度末時点の委託状況

ア 全部委託

本庁舎・分庁舎清掃、本庁舎夜間警備、し尿処理、一般ごみ収集、水道メーター検針

イ 一部委託

ホームページ作成・運営、学校給食、情報処理・庁内情報システム維持

ウ 全部直営

案内・受付、電話交換、学校用務員事務、公用車運転

② 17年度～21年度までの取組み目標

現在、全部直営で実施している案内・受付、電話交換、学校用務員事務、公用車運転については、そのあり方を検討します。

(PFI 手法の適切な活用)

PFI 手法による事業化にあたっては、事業スキームの設定から事業採算性等の

検討は勿論のこと、実施方針の策定・公表により事業者への事業方式、事業収入などの事前情報を提供することによる事業性の確保や、特定事業の選定・公表、民間事業者の選定・公表により透明性の確保が図られるよう「稚内市 PFI 基本方針」に基づいて事業化を図ることとしています。

現在、廃棄物最終処分場建設事業について、PFI 導入により実施しており、平成 16 年度に事業者選定・事業契約を行い、平成 19 年度中に建設・運営開始の予定です。

### 3. 定員管理の適正化

#### (定員管理の適正化)

本市の職員数は、総務省の定める「定員モデル」と比較し、決して多いものではありませんが、「類似団体等職員数」においては、相当数の比較増となっており、今後、職員の大量退職を迎えることを踏まえ、計画的な職員数の抑制に取り組み、新たな定員適正化の計画においては、22 年度までに現在の職員数より 9.5% の削減を目指すものです。

図表 1 定員モデル職員数

定員モデル (平成 17 年 4 月 1 日現在)	定員モデル試算職員数	定員モデルに対する実職員数
	303 人	311 人

資料：総務省「地方公共団体定員管理調査」より作成

注) 定員モデルとは、住民基本台帳人口や、面積、事業所数、農業就業人口及び道路延長など地方公共団体の行政需要に密接に関係すると考えられる指標と職員数との相関関係を統計的手法(多重回帰分析)により分析し、これに基づいて各地方公共団体の参考となる職員数を算出できるように作成された算式のことである。対象となる職員は、地方公共団体が自主的に定員管理に取り組むことのできる分野の多い一般行政部門であり、教育、消防、公営企業などの職員は対象外である。

図表 2 類似団体等職員数(普通会計職員数)

	人口	職員数	職員 1 人当たりの人口
稚内市	42,173 人	404 人	104 人
類似団体平均(55 市)	40,461 人	351 人	115 人

資料：総務省「地方財政状況調査」(16 年度)「地方公共団体定員管理調査」より作成

注 1) 普通会計とは、各地方公共団体間の財政的な比較等を行うため、地方財政統計上統一的に用いられている会計区分である。稚内市においては、総職員数から病院、水道等の事業職員を除いたものが普通会計職員である。

注 2) 類似団体とは、地方公共団体定員管理調査上で、全市町村を人口と産業構造を基準にグループに分けたもので、稚内市は、人口 3 万 5 千人以上 4 万 5 千人未満で第 2 次・

第3次産業が85%以上95%未満のグループに属している。

#### (1) 定員適正化の取り組み

過去の実績を踏まえ、明確な数値目標を設定した定員適正化計画の策定に向け取り組み、計画的な職員数の抑制に努めます。

- ・ 17年度～21年度までの取り組み目標

今後、いわゆる団塊の世代の大量退職を迎え、5年間で約87人の職員の定年退職が予定されることから、新規職員採用を抑制することにより、計画的職員削減を図り、平成17年4月1日現在の一般行政職職員数461人と比較し、平成22年4月1日において9.5%、44人削減します。新規職員採用を抑制することによる5年間の財政効果としては、約3億4千万円が見込まれます。

注) 一般行政職職員数に、市病医療職は含みません。

#### (2) 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

住民ニーズへの迅速な対応や質の高い行政サービスの提供、またスピーディーな意思決定・対応の観点から組織編制を見直し編成します。

- ・ 17年度～21年度までの取り組み目標

スリムな組織による意思決定の迅速化等が図れるグループ制を推進し、個々の職員の責任と権限が明確化され、意思形成過程が簡素化された効率的かつ柔軟な組織とします。

## 4. 給与の適正化

### (給与の適正化)

#### (1) 給与制度

本市における給与については、これまでも国に準ずるとともに、財政健全化プランを踏まえ、退職時の特別昇給の廃止、特殊勤務手当の見直し等を実施し、給与の適正化に努めてきたところであります。

職員の給与制度については、市民の納得と支持が得られる給与制度・運用・水準の適正化が求められているところから、国における給与制度改革を見据え、新たな給与制度を構築していく必要があります。

##### ① 高齢層職員の昇給制度の見直し

- ・ 17年度～21年度までの取り組み目標

高齢層職員の昇給制度については、国の給与制度改革を踏まえて今後検討を行う給与制度との関連を考慮し、見直しを図ります。

##### ② 退職時の特別昇給の廃止

退職時の特別昇給については、国に準じて16年度末に廃止しました。

③ 退職手当の最高支給率

退職手当の支給率については、既に見直しを実施し、退職手当の最高支給率を国に準じた措置を講じています。

④ 特殊勤務手当の見直し

特殊勤務手当は、その支給要件として「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない」と認められるものに従事する職員に、その特殊性に応じて支給する」ものです。

本市においては、急速な技術の進歩等による業務内容の変化、職務の困難性の軽減化等により本来の支給要件に照らし、その支給が妥当かどうかの再検討が必要となったことから、従前においても適時見直しを行ってきているところですが、特殊性の有無、業務実態及び支給の実態、国、道、他市の状況を基準に検討を行い、手当の廃止をはじめ、支給額の縮小及び支給対象業務の見直しを15年度より順次行っています。

・ 17年度～21年度までの取組み目標

国、道等の動向を踏まえ、一層の見直しを図り、制度の趣旨に合致した手当とします。

⑤ 職務や能力、実績を反映できる給与制度及び民間や国等の同種の職種に従事する者との均衡に留意した給与制度の検討

業務の性格や内容を踏まえつつ、住民の納得と支持が得られるよう、給与制度・運用・水準などを検討します。

・ 17年度～21年度までの取組み目標

国の動きを見据え、職務や能力、実績を反映できる給与制度を検討します。

**(定員・給与等の状況の公表)**

定員・給与等については、その状況を適宜、広報紙に掲載し市民に公表しています。

・ 17年度～21年度までの取組み目標

給与等の状況の公表については、市民にわかりやすい方法で、広報紙のほかホームページを利用し公表を行います。その際、定員・給与等の状況の公表について、地方公務員法の改正を踏まえ、住民等が理解し易いように工夫を講じ、公表することとします。

**(福利厚生事業)**



本市における職員の福利厚生事業は、主に、職員の会費と市からの交付金で運営されている職員福利厚生会において行っています。また、昨今の社会情勢を考慮し、市民の理解が得られる福利厚生制度であることが必要です。

- ・ 17年度～21年度までの取組み目標  
職員福利厚生会への交付金及び給付事業等について、市民の理解が得られるよう実施します。

### （人材育成の推進）

公務員制度改革に伴い、年功序列重視から能力・実績を重視した新しい人事システムの導入が求められています。

また、地方分権社会にふさわしい人材を育成することが重要な課題であり、人材育成の基本方針を定め、人事管理、職場風土、業務改善を総合的に推進する必要があります。

- ・ 17年度～21年度までの取組み目標  
「稚内市人材育成方針」について、平成19年の制定に向け取り組んでいます。

## 5. 第三セクターの見直し

第三セクターは、その時々時代の要請を受けて設立されたものであり、市の行政施策と密接に連携しながら、公共サービスの提供主体の一つとして重要な役割を担ってきましたが、社会経済環境の変化によって、それらを取り巻く状況は大変厳しくなっています。

さらに、地方自治法の改正により、指定管理者制度が導入され、公の施設の管理に関して、民間事業者の参入も可能となったことから、公の施設の管理を受託している第三セクターにとっては、その事業基盤に大きく影響を及ぼすものであり、まさにそのあり方が問われています。

本市においては、国の指針である第三セクター改革の流れを踏まえて、その役割等を再検討し、市の取り組む課題等について明らかにし、第三セクターの整理統合を検討します。

### （既存法人の見直し）

※関与法人（出資比率25%以上、又は財政支援を行っている法人）を対象

#### （1）第三セクターの統廃合・整理等見直しに関する取り組み

平成16年度末時点における見直しに関する指針・計画の策定は、特に行っていません。

- ・ 17年度～21年度までの取組み目標  
平成19年度までに、全ての第三セクターを対象に整理統合も含めた総合的な改革について検討します。検討に当たっては、特に次の事項に留意するものとします。
  - ・ 監査体制を強化するとともに、行政評価の視点を踏まえ、点検評価の充実・強化を図ります。
  - ・ 経営状況等について、議会への経営状況説明のほか、住民に対しホームページなどの活用によるわかりやすい情報公開に努めます。
  - ・ 給与、役職員数の見直し、組織機構のスリム化等を行います。
  - ・ 市からの財政的・人的関与の見直しを行います。

## (2) 第三セクターの整理統合等見直しの実施予定

### ① 16年度末時点における第三セクターの法人数

合 計	11 団体
ア 社団	1 団体
イ 財団	2 団体
ウ 株式会社	7 団体
エ 土地開発公社	1 団体

### ② 17年度～21年度までの見直し実施予定

第三セクターが行っている事業内容に着目した見直しを総合的な改革の検討に基づいて行っていきます。

## (地方公社の経営健全化)

本市の土地開発公社は、公共用地などの取得、管理、処分などを行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的として設立されましたが、先行取得や売買実績がほとんどないのが現状であり、その存在意義が希薄となっています。

今後は、組織の解散も含めて抜本的な見直しを検討します。

## 6. 経費節減等の財政効果

### (経費の節減合理化等財政の健全化)

本市では、平成16年度から平成20年度までを計画期間とする財政健全化プランを策定しました。財政健全化プランは、数ある課題の整理のもと堅実な実行を図りながら財源不足を克服し、健全で収支均衡のとれた財政運営を確立することを目的としています。図表3に財政健全化プランに基づく効果額を示

します。平成21年度分については、想定できる範囲での記載です。なお、平成18年度に抜本的見直しを検討します。

図表3 経費節減等の財政効果

(単位：千円)

項 目	集中改革プラン						財政健全化 プラン計	集中改革プ ラン計
	財政健全化プラン							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	16～20合計	17～21合計
I 内部改革によるコストの削減	93,781	116,091	127,831	98,699	133,327	164,807	569,729	640,755
1 職員に係るコストの削減	79,900	95,640	111,380	82,248	116,876	148,356	486,044	554,500
(1) 職員数の削減	79,500	95,240	110,980	81,848	116,476	147,956	484,044	552,500
(2) 人事・給与制度の見直し	400	400	400	400	400	400	2,000	2,000
2 内部管理経費の削減	13,881	20,451	16,451	16,451	16,451	16,451	83,685	86,255
II 市税等の歳入の確保	36,206	44,806	59,774	59,774	101,994	59,774	302,554	326,122
1 歳入の確保	36,206	44,806	59,774	59,774	101,994	59,774	302,554	326,122
(1) 未収金対策の強化(徴収の一元化)	—	—	—	—	—	—	—	—
(2) 受益者負担の適正化	6,206	14,806	21,422	21,422	21,422	21,422	85,278	100,494
(3) 未利用地等の有効活用・売却促進	30,000	30,000	30,000	30,000	72,220	30,000	192,220	192,220
(4) 新たな収入源の確保	0	0	8,352	8,352	8,352	8,352	25,056	33,408
III 施策の見直し	20,361	44,451	115,322	1,727,322	1,595,952	115,322	3,503,408	3,598,369
1 事務事業の見直し	7,221	7,221	58,382	1,670,382	1,539,012	58,382	3,282,218	3,333,379
(1) 事務事業の見直し	7,221	7,221	58,382	1,670,382	1,539,012	58,382	3,282,218	3,333,379
(2) 補助金・負担金の見直し	0	0	0	0	0	0	0	0
2 外部委託の推進	13,140	37,230	56,940	56,940	56,940	56,940	221,190	264,990
(1) 施設の管理委託	4,380	17,520	37,230	37,230	37,230	37,230	133,590	166,440
(2) 事務事業の委託	8,760	19,710	19,710	19,710	19,710	19,710	87,600	98,550
合 計	150,348	205,348	302,927	1,885,795	1,831,273	339,903	4,375,691	4,565,246

### (補助金等の整理合理化)

補助金・負担金については、これまでも適宜見直しに努めてきましたが、本市の厳しい財政事情に鑑み、平成15年度において新たな「見直しの方針」を策定しました。

#### (1) 16年度までの実績

平成16年度においては、補助金の見直しは17件で約5,600千円の削減をしました。負担金の見直しにおいても、廃止23件を含め47件で約4,300千円の削減をしました。

#### (2) 17年度～21年度までの取組目標

平成17年度においては、補助金の見直しは廃止2件を含め13件で約24,300千円の削減をしました。負担金の見直しにおいても、廃止

27件を含め56件で約3,000千円の削減をしました。

平成18年度以降においても、行政評価等を活用し、各事務事業についての検証を行い、終期の設定など更なる経費の縮減に努めるものとします。

#### (公共工事)

大型事業のPFI導入等により、積極的にコスト構造の改革、効率的な運営に努めます。また、多様な入札方式の採用や、入札契約について情報公開を更に進めます。

#### (公的施設)

公的施設については、「民間と競合する公的施設の改革について」(平成12年6月9日付け自治事務次官通知)を踏まえ、適切に対応します。

### 7. その他

#### (地方公営企業の経営健全化)

本市の地方公営企業の事業数は、地方公営企業法非適用のものも含めて8事業あります。これらの事業が供給するサービス自体の必要性については、地方公営企業として自治体が直接実施するにふさわしいものであるのか、検討の余地がある一方、地方公営企業として事業を継続するにしても、指定管理者制度などの民間的経営手法の導入や中期経営計画の策定、事務事業の見直しなどは検討が必要となってきます。それぞれの事業においては、社会経済情勢の変化を適切に捉え、より一層の経営の健全化を推進していくものです。

#### (1) 病院事業

医療保険制度の改革、診療報酬の見直し、臨床研修医制度など病院経営を取り巻く環境が急速に変化してきており、地域センター病院として地域住民から信頼され、「良質な医療・良質なサービス」を適切に提供していくためにも、経営の安定化を図ることが急務となっています。

##### ① 経営改革の推進

##### ア 16年度末時点における実績

- ・ 医事業務の民間委託
- ・ 給食業務の民間委託
- ・ 医療材料供給管理業務 (SPD) 委託の導入
- ・ 分院の設置 (こまどり病院)

##### イ 17年度～21年度までの取組み目標

- ・ 公営企業法の全部適用の検討
- ・ オーダリングシステムの導入（18年8月本稼働予定）
- ・ 定員管理の導入
- ・ 組織体制の見直し
- ・ 薬品供給管理業務（SPD）委託の導入（17年10月導入済）
- ・ 第三者機関による収益向上対策の推進
- ・ 材料費、経費等の抑制の取組み

## ② 定員管理・給与の適正化

### ア 定員管理の適正化

経営の安定化を図るため、適切な医療、看護計画の下に給与、定員管理の検討を図ります。

### イ 給与の適正化（諸手当についても）

公営企業の経営状況を踏まえて給与体系の検討を図ります。

### ウ 定員管理・給与の適正化の公表状況

改正時に公表の予定です。公表にあたっては、市民にわかりやすい方法で、広報紙のほかホームページを利用し公表します。

## ③ 経費節減等の財政効果

医療収益の増収に努め、引き続き経営基盤の強化を図ります。

### ア 16年度末時点における実績

- ・ 収入関係：未収金の徴収対策
  - ・ 徴収体制の強化（徴収員の雇用）
  - ・ 料金の見直し
    - ・ 脳ドック検診料の設定
- ・ 支出関係：業務委託の推進
  - ・ 医事業務
  - ・ 給食業務
  - ・ 物品管理業務

### イ 17年度～21年度までの取組み目標

- ・ 収入関係：未収金の徴収対策及び収益増加対策の推進
  - ・ 徴収体制の強化（電話や文書による督促）
  - ・ 請求漏れ防止の教育、診療報酬査定減率の低下
- ・ 支出関係：その他
  - ・ 施設の整備
 

施設の維持管理や医療機器の更新の時期を迎え、過度の投資とならないよう計画的・効果的な整備を実施し、市民のニーズに応えます。

- ・ 医療情報システムの充実

現在運用している医事システムをベースにオーダリングシステムを導入し、薬品及び材料等の使用状況等を的確に把握することでコストの抑制が図られます。また、予約診療の充足やクリティカルパスの整備による患者サービスの向上、患者情報の一元化による診療の効率化を推進します。

## (2) 水道事業

水道事業は、市民に安全な水を安定的に供給するため、増え続ける水需要への対応をとり進めてきました。しかし、近年の社会経済状況の変化や生活形態の変化、水産業界の低迷と水需要の減少の中において取り巻く環境は大きく変化しています。水道事業としてもこのような状況にも的確に対応し、将来にわたり安定的な経営基盤の強化を図ります。

### ① 経営改革の推進

#### ア 16年度末時点における実績

- ・ 徴収業務委託

#### イ 17年度～21年度までの取組み目標

- ・ 浄水場の第三者委託の導入
- ・ 組織体制の見直し

### ② 定員管理・給与の適正化

#### ア 定員の適正化

- ・ 11年4月1日～16年4月1日までの定員管理の適正化実績  
( 5名減員)
- ・ 16年4月1日～17年4月1日までの定員管理の適正化実績  
( 3名減員)
- ・ 17年4月1日～22年4月1日までの定員管理の適正化目標  
( 2名減員)

#### イ 給与の適正化

市職員の枠組み及び公営企業の経営状況を踏まえて適正化を図ります。

#### ウ 定員管理・給与の適正化の公表状況

給与等の状況の公表については、市民にわかりやすい方法で、広報紙のほかホームページを利用し公表します。

### ③ 経費節減等の財政効果

- ア 16年度末時点における実績
  - ・ 収入関係：未収金の徴収対策
    - ・ 徴収委託業務
    - ・ 体制の強化 訪問・夜間徴収
- イ 17年度～21年度までの取組み目標
  - ・ 収入関係：未収金の徴収対策
    - ・ 体制の強化 訪問・夜間徴収
    - その他
      - ・ 有収率の向上
  - ・ 支出関係：業務委託の推進
    - ・ 第三者委託制度の導入

### (3) 公共下水道事業（特定環境公共下水道事業含む）

公共下水道事業は、幹線管渠の整備と併せ、枝線管渠の整備とともに、老朽管の改修や終末処理場の改築更新など、新たな施設整備が課題となっています。今後、投資の効率化を主体とし、併せて水洗化の促進や経営経費の縮減など経営改革を図ります。

#### ① 経営改革の推進

- ア 16年度末時点における実績
  - ・ 下水道維持管理台帳のデータベース化
  - ・ 終末処理場を中心とする組織体制の見直し
- イ 17年度～21年度までの取組み目標
  - ・ 料金の見直しの検討
  - ・ 終末処理場の指定管理者制度の導入
  - ・ 組織体制の見直し

#### ② 定員管理・給与の適正化

市職員の枠組みに沿って適正化を図ります。

#### ③ 経費節減等の財政効果

- ア 16年度末時点における実績
  - ・ 収入関係：未収金の徴収対策
    - ・ 体制の強化
    - その他
      - ・ 水洗化促進の強化
  - ・ 支出関係：業務委託の推進
    - ・ 水質検査業務の一部委託化
- イ 17年度～21年度までの取組み目標

- ・ 収入関係：未収金の徴収対策
  - ・ 体制の強化
  - 料金の見直しの検討
  - その他
  - ・ 水洗化促進の強化
- ・ 支出関係：業務委託の推進
  - ・ 終末処理場の指定管理者制度の導入

#### （４）地方卸売市場事業

全体の集中改革プランの目標を準用します。

#### （５）港湾整備事業

全体の集中改革プランの目標を準用します。

#### （６）臨港用地造成事業

全体の集中改革プランの目標を準用します。

#### （７）介護サービス事業

全体の集中改革プランの目標を準用します。

#### （地域協働の推進）

稚内市では住民自治の更なる充実を図るため、15地区にまちづくり委員会を設置するなど、住民と行政のパートナーシップのまちづくりを進めています。そのことから、本市の自治体運営の基本原則や市民、行政、議会等の基本的な役割を示す「稚内市自治基本条例」を平成18年度中に制定し、平成19年度施行に向け取り組んでいます。

#### （公正の確保と透明性の向上）

地方分権が急速に進む中、地方公共団体の自己決定権がますます拡大していくことに伴い、地域の様々な力を結集し、これに対応していかなければなりません。そのためには、住民等への説明責任を果たし、住民等の監視のもとに公正の確保と透明性の向上を図る必要があります。

このため、本市においてはこれまでに情報公開条例の制定、行政手続条例の制定、パブリックコメント制度の導入を図るなど、これらに対応してきました。

今後もこれらの制度を積極的に活用し、引き続き公正の確保と透明性の向上に努めていきます。



(1) 情報公開制度の導入

本市の情報公開制度は、平成12年度に導入済みであることから、今後、この制度を有効に活用し、市民による行政の監視及び参加を一層促進し、もって市政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で開かれた市政の発展を図ります。

(2) 行政手続制度の導入

本市の行政手続制度は、平成9年度に導入済みであることから、今後、この制度を有効に活用し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護を図ります。

(3) パブリックコメント制度の導入

本市のパブリックコメント制度は、平成17年度に導入済みであることから、今後、この制度を有効に活用し、公平性の確保と透明性の向上を図ります。

(電子自治体の推進)

電子自治体の推進にあたっては、情報セキュリティの確保にも十分留意しながら行政手続のオンライン化の推進、共同アウトソーシングの推進、公的個人認証サービス、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カード、総合行政ネットワーク（LGWAN）などの利活用に積極的に取り組みます。

(1) 16年度末時点における実績

- ① 公的個人認証サービス
- ② 住民基本台帳カード
- ③ 総合行政ネットワーク（LGWAN）
- ④ 業務・システム全体の最適化（効率化・合理化）
  - ・ 財務会計システムの導入

(2) 17年度～21年度までの取組み目標

① 電子自治体の構築

電子自治体の推進にあたっては、情報セキュリティの確保にも十分留意しながら行政手続のオンライン化の推進、共同アウトソーシングの推進、公的個人認証サービス、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カード、総合行政ネットワーク（LGWAN）などの利活用に積極的に取り組む。

また、電子自治体の実現にあたって必要となる各種システムの共通基盤となる機能を、道及び道内市町村が共同で効率的かつ効果的に構築・運営しようとする、道独自の共同アウトソーシングモデルである「北海道電子自治体プラットフォーム（HARP）構想」に参加し、電子自治体の構築に積極的に取り組みます。

② 業務・システム全体の最適化（効率化・合理化）

・ 統合型 GIS の導入

個別システムとして整備されている GIS を統合型として整備し、総合的な運用・管理を図り、地理情報を庁内で有効に活用することにより事務の効率化に努めます。

③ レガシーシステムの見直し

いわゆる旧式（レガシー）システムについては、業務・システムの最適化を図る中で、改善・刷新に取り組んでいくとともに、職員の能力開発や民間の専門的な能力・ノウハウを活用することにより、情報システムの調達の適正化に努めます。

④ 公式ホームページの見直し

公式ホームページに関する基本方針を策定し、誰もが見やすく使いやすいホームページを作成し、便利で信頼できる地域の情報発信基地づくりを目指します。また行政情報等を積極的に公開することで透明で開かれた市政の実現と、市民と行政が情報を共有化することで協働のまちづくりを推進することに努めます。

## （地方議会）

議会では、効率的な議会運営のための取り組みや費用弁償の廃止、議員定数の削減、海外行政視察の凍結、道外行政視察の回数減など財政的な改革も実施しています。今後においても必要に応じて議会改革について検討することになっています。

議会改革特別委員会での主な決定事項は以下のとおりです。

- ・ 行政視察については、任期中 3 回を 2 回とします。
- ・ 海外視察については、当面見送ります。（平成 15 年から）
- ・ 費用弁償については、廃止します。（日額 2,500 円）
- ・ 議員定数については、2 名減とし定数 22 名とします。（平成 19 年改選期から）